

別紙

## 申請者が法人である場合の 消費税額の取り扱いについての届出

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。

申請時点でどのように申請するか決定したうえで、必要な届出等により申し出てください。提出が必要な書類の例は下記のとおりです。（参考書式のお渡しが可能ですので市の担当者へご相談ください）

**例 1 補助金にかかる消費税額は、全額が控除対象の仕入れ税額となることが見込まれる、もしくは消費税額の交付は不要と考えるため、消費税相当額を差し引いた補助金の交付を求める場合**

<提出時期> 申請時

- ・ 補助金の交付の申請にかかる申出書

**例 2 次のいずれかに該当する場合。（福岡市への返還額が必要ないケース）**

- ア 消費税の確定申告をしていない（免税事業者）
- イ 簡易課税方式により確定申告している
- ウ 特定収入割合が5%を超えている
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- カ 補助金等の使途が全て非課税仕入れに該当する

【必要な提出書類】

◎アに該当する場合

<提出時期> 申請時

- ・ 補助金の交付の申請にかかる申出書  
（「2 理由」に免税事業者である旨を記載）

<提出時期> 完了報告までに

- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・ 積算内訳報告書
- ・ 免税事業者届出書

◎イ・エ・オ・カに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に何に該当するのか記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

◎ウに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に特定収入割合が5%を超えている旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・特定収入割合の計算表

**例 3 例 1,2 以外のケースであって、消費税相当額の補助金交付を求める場合。**

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に補助金の減額申請（完了報告時）または返還をする（事業の期限までに返還する税額が確定しない場合）、時期の見込みを記載）

<提出時期>完了報告時または確定申告終了後

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）